

多治見市高田町地内における規制等

敷地候補地名		多治見市高田町地内	備考
候補地概要	地番	長湫1－2	
	地積（登記簿）	81,697㎡	
	地目（登記簿）	山林	
	地権者の別	多治見市	
	周囲の地目		山林、雑種地
	都市計画法	都市計画区域内外の別	都市計画区域内
		区域区分の別	市街化調整区域
		用途地域の別	無指定
		防火・準防火地域の別	無指定
		その他の地域地区 （風致地区、地区計画、駐車場整備地区等）	なし
		都市計画施設の区域 （都市計画施設の名称）	都市施設（ごみ処理施設）
	盛土規制法	宅地造成工事規制区域	区域内 盛土規制法第10条。造成にあたり、事前に岐阜県知事への申請、許可が必要。
		造成宅地防災区域	区域外 盛土規制法第45条
	建築基準法	建築基準法第22条区域	区域内 建築基準法第22条。燃えにくい建材を使用した屋根や外壁でなければならない。
		災害危険区域	区域外 建築基準法第39条第1項
	上水道	給水可能区域	区域内 水道法第3条第12項
	下水道	下水道処理区域	区域外 下水道法第9条第2項
	農振法	農業振興地域	区域外 農業振興地域の整備に関する法律第6条
		農用地区域	区域外 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号
	森林法	地域森林計画対象民有林	一部が森林計画範囲 森林法第5条。1ヘクタールを超える伐採にあたり、事前に岐阜県知事への申請、許可が必要。
		保安林	区域外 森林法第25条、第25条の2
	都市緑地保全法	緑地保全地区	区域外
	自然公園法	国立公園等への工作物の新築	区域外
	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護区域内において工作物を設置する場合	区域外
	工業用水法	指定地域内の井戸（断面積6cm2を超える）地下水を採水する場合	多治見市は条例制定なし
	建築物用地下水の採水の規制に関する法律	指定地域内の井戸（断面積6cm3を超える）地下水を採水する場合	多治見市は条例制定なし
	電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物の新築	区域外（伝搬障害防止区域図）
	景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届け出の必要性や、建築物の形態意匠の制限がかかる場合がある	届出必要
	電気事業法	高圧線下の建築制限	問題なし（中部電力パワーグリッドに確認）
	その他の個別法	地すべり防止区域	区域外 地すべり等防止法第3条第1項
		土砂災害特別警戒区域	区域外 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項
		急傾斜地崩壊危険区域	区域外 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
		河川区域	区域外
		河川保全区域	区域外
		砂防指定区域	区域外
		その他の区域	区域外
	法定外公共物		区域外
	活断層		該当なし